

【事案 I - 4】自動車共済割増・割引等級の事故件数適用の取消請求

・2020年2月14日 和解解決

<事案の概要>

申立人の配偶者が被共済自動車を運転中、右折した対向車との衝突により車両が全損する事故となり、申立人は相手からの賠償金取得に先行し、車両共済金請求を行い、その時点で過失割合10%により3等級ダウンすると説明され、車両共済金を受け取った。その後、被申立人が相手方と損害賠償交渉を行い過失修正等により100%回収したことを受け、無過失事故により等級ダウンをしない事故との扱いを求めたが、等級ダウン事故と扱われたことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

本件事故は、普通約款第5章第1条の無過失事故であるから、被申立人は同約款同章第14条に基づき、継続契約に適用する割増・割引等級および事故有係数適用期間の決定にあたって、事故件数に含めない事故として取り扱え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

申立人は、担当者に修正要素加味による無過失事故ではないかと問い合わせたが、相手方との交渉により10%修正し0:100としたもので、相手との示談書の取交しはしていない。車両共済金支払前に申立人から10%の過失について承諾を得たと主張している。

しかし、車両共済の過失割合の確認は、実況見分前であり、事故の正確な状況を把握して客観的事実に照らした判断ではない。本件事故は約款・事業規約に規定する無過失事故に該当するので、事故件数に含めない事故として取り扱うべきと考える。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

本件は、契約者の要望で損害賠償の処理に先行して車両共済金の支払手続を行った。申立人には等級ダウンの説明をし、承諾を得て車両共済金を支払った後、被申立人が相手方に対して求償請求し、支払額の100%が回収できた。しかし、これは、交渉の結果として100%回収したに過ぎず、過失がなかったと認めたものではない。したがって無過失事故には該当しない。

＜裁定の概要＞

審議会において被申立人に対して、車両共済と対物賠償の求償の考え方および本件事故の過失割合の考え方について釈明を求めたうえで、事案の性質ならびに紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、双方に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。